

平成24年度コミュニティ助成
事業を実施しました

財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図り、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するための事業を行っています。

▼少年消防クラブが資機材整備
【地域防災組織育成助成事業】



整備した資機材を確認する澤田代表。
(伊田少年消防クラブ)

この事業を活用して、伊田少年消防クラブにライフジャケットやテントなど、防災訓練や防災学習で使用する防災資機材を整備しました。



本庁消防防災課 消防防災係
☎ 43-2188 (直通)

ねんきん「コーナー」



「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」が発行されます

年末調整・確定申告まで 大切に保管を！

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において金額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

平成24年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されます。また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめに国民年金保険料を納付された方には、来年の2月上旬に送付されます。

年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

◆ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、納付されたご本人の社会保険料控除に加えることができませんので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付して申告してください。

※「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についての照会は、控除証明書のはがきに表示されている年金事務所へお問い合わせください。

年金受給者の皆さんへ

「扶養親族等申告書」は

期限までに提出しましょう!

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。(障害年金・遺族年金は課税されません。)

課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、12月1日の提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。もし提出を忘れると、各種控除が受けられ

ず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

平成25年分「扶養親族等申告書」が送付される方

年 齢	年 金 額
65歳未満	108万円以上
65歳以上	158万円以上

○お問い合わせ

黒潮町役場

本庁住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800 (直通)

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎ 55-3701 (直通)

日本年金機構 幡多年金事務所

☎ 34-1616